

(規程第19号)

社会福祉法人岩出市社会福祉協議会
役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩出市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第25条の規定に基づき、本会の役員の報酬及び費用弁償に關し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員については、報酬を支給する。ただし、常勤役員は、週4日以上本会の業務に従事するものとする。

(2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席などの場合には、本会役員等の費用弁償等に関する規程により費用を弁償する。

(常勤役員の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。

(1) 月額報酬については、別表により、理事会において決定する。ただし、常勤役員から辞退届の提出があった場合は、この限りではない。

(2) 通勤手当については、本会職員給与規程を準用する。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、その前日に支給する。

2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(重複支給の排除)

第6条 常勤の職員が役員の職を兼ねるときは、第3条に規定する報酬等は支給しない。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって報酬等の支給の基準とし、社会福祉法第

59条の2第1項第2号に基づき公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年2月23日から施行する。

(別 表)

常勤役員（会長）

月額報酬額	備 考
250,000円	職歴において岩出市役所部長級相当の役職に従事した経験を有するもの又はそれと同等の職歴をもつ者
200,000円	職歴において岩出市役所次長級及び課長級相当の役職に従事した経験を有するもの又はそれと同等の職歴をもつ者
150,000円	その他の職歴